

トラック奈良

2

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和7年]2025

No.370



法性山 般若寺

般若寺縁起

奈良坂の古道にそって立つ般若寺は、飛鳥時代に高句麗僧慧灌法師によって開かれた。都が奈良に遷つて天平七年(七三五)、聖武天皇が平城京の鬼門を守るため「大般若経」を基壇に納め卒塔婆を建てられたのが寺名の起りとされる。そして平安の頃には学問寺として千人の学僧を集めて栄えたが、治承四年(一一八〇)平家の南都攻めにあい伽藍は灰燼に帰した。

鎌倉時代に入って廃墟の中から、十三重石宝塔をはじめ七堂伽藍の再建が行なわれ寺観は旧に復した。なかでも金堂本尊には西大寺観尊上人により丈六の文殊菩薩がまつられ信仰の中心となった。上人は菩薩の教えである利他の行(自己を高め他のためにはたらく)を実践し、弟子の忍性、良慧たちと病者や貧者の救済に力をつくされた。その尊い慈善活動は福祉の先駆として歴史に名高い。

般若寺はその後、室町戦国の兵火、江戸の復興、明治の廃仏毀釈と栄枯盛衰を経ながらも、真言律宗の法灯をかがげ今にいたっている。また当寺は「平家物語」や「太平記」「宮本武蔵」など歴史文学の舞台としても世に知られる。そして四季折々の花は古寺の庭に彩りと風情を添えている。



トラックGメンの業務ってなに??

情報収集

①電話調査

違反原因行為を行っている荷主等（発荷主・元請・着荷主等）を特定や、情報の深掘り等のために、より具体的な内容を聴取。

聞き取った内容は、身バレ防止の観点から、情報の活用方法の説明に加え、ドライバーと会社の認識が統一されているか等も聞き取り、慎重に対応。



②目安箱による情報収集

HP上に実態把握のための「目安箱」を設置し、是正指導の実施の判断に活用。情報提供者の同意が得られた場合は、追加のヒアリングを実施。

（右下のQRコードよりご確認できます。）



③トラックドライバーへのヒアリング

高速道路のSA・PAやトラックステーションにて荷待ち状況等のヒアリングの実施。

周知・啓発

荷主等へのパトロール

荷待ちが発生している現地の実態調査や、荷主等企業へのアポ無し訪問による啓発活動を実施。

是正指導

挙証書類の有無、情報の具体性・詳細や改善の有無等を総合的に判断し、荷主等に対して、

①働きかけ ②要請 ③勧告・公表 を実施。（詳しくは次号にて）

次号「是正指導とその対象となる違反原因行為ってなに??」 掲載予定

※前号（1月号）にて、「トラックGメンってどんな人??」掲載しています。

積込先、配送先でのお困りごと、トラックGメンにご相談ください。

※荷主等への対応にあたり、情報提供者を特定する情報（社名など）は、伝えません。

荷主等から情報提供元が特定されないよう配慮します。

公表が規定される勧告の場合を除き、各申告にかかる対応経過は、情報提供者含めご回答いたしかねますのでご了承ください。

【お電話での情報提供・問い合わせはこちら】

国土交通省近畿運輸局トラックGメン

0743-59-2151

（音声 flowed たら「4」をプッシュ）

目安箱による
情報提供は
こちら ⇒



トラックGメンの業務ってなに??	巻頭
物流セミナー	2
大型車のホイール・ナット等の街頭点検	3
近畿トラック協会 令和6年度正副会長会議	4
交通安全啓発品について	5
奈良県トラック協会 奈良支部会	6
奈良県トラック協会 桜井支部会	7
青年部会 研修会で飲酒運転根絶を訴える	8
2025年公明党奈良県本部政経セミナー	9

■ 全ト協から

飲酒運転撲滅を目指して	10
軽油価格調査集計表(2024年11月)	13

■ 近畿交通共済から

近畿交通共済からのお知らせ	14
---------------	----

■ 陸災防から

重大な労働災害を防ぐためには	16
----------------	----

■ 奈ト協から

トラックの構造上の特性	18
事業用自動車事故事例No.114	19
KIT事業の案内	20
適正化事業・巡回指導報告書	21
2月・3月の行事(予定)表	22

■ 奈良運輸支局から

奈良運輸支局からのお知らせ	23
---------------	----

■ 奈良県警察本部から

奈良県警察本部からのお知らせ	24
----------------	----

飲酒運転撲滅(奈良県警察)	巻末
---------------	----

第38回 物流セミナー

日時：令和7年1月19日(日) 午後2時～

場所：奈良県コンベンションセンター 2階 天平ホール

西山厚氏を講師に迎えての物流セミナー。冒頭、公益社団法人奈良県トラック協会の塚本哲夫会長が主催者を代表してあいさつ。「トラック輸送は国民生活や経済活動を支えるための必要不可欠な社会インフラと言えるが、担い手不足の深刻化とトラックドライバーへの時間外労働の上限規制等の適用と改善基準告示への対応、いわゆる『物

流の2024年問題』に直面している。国では諸課題の解決に向け『商慣行の見直し』等の物流革新に向けた政策パッケージをスタートさせている。トラック運送業界の現状をご理解頂き、今後も安全で安心な輸送サービスを提供し続けることができるようご協力をお願いしたい」と述べました。会場には約300人の聴衆が詰めかけ、西山厚氏の話

を熱心に聴講していました。主な内容は以下の通りです。



▲塚本哲夫会長

「公慶上人・江戸時代の大仏復興」

大仏殿の屋根を支える2本の巨木。九州から奈良へどうやって運んだのか？



▲講師の西山 厚氏

東大寺の大仏は過去2回燃えており、2度目の火災の後、野ざらしになっていた。この大仏と大仏殿の復興に取り組んだのが公慶上人（こうけいしょうにん）。現在の生駒市高山で生まれた上人は13才で東大寺に入り、学僧となる。その時の大仏は仮の修理で顔は木で作られていた。雨の中で野ざらしになっている大仏を拝して再興を志す。貞享元年（1684年）37才の時に諸国勧進の許可を幕府から得て、勧進をスタート。「一針一草の喜捨」（小さな力をたくさん集める）をモットーに全国津々浦々まで行脚。多くの民衆から喜捨を集めた。また徳川第5代将軍綱吉や桂昌院の協力をも取り付けた。元禄5年（1692年）の大



仏開眼会では、当時の奈良の人口5万8千人のところへ約20万人の俗人（一般人）と僧侶約1万人がお齋（とき）※を受けたと記録にある。この大仏の修復に要した費用は1万2千両（現在の価格で約12億円）。

続く大仏殿の再建に際しては、3千トンもの瓦屋根を支える大きな梁、「大虹梁（だいこうりょう）」が不可欠で、用材がなかなか見つからないなか、鹿児島と宮崎の県境にある霧島山の白鳥神社境内で18丈（54m）の赤松の巨木を発見。この巨木2本を鹿児島湾まで運び、知恵と工夫で千石船に載せ、瀬戸内海から木津川を経て、木津で陸揚げ、東大寺まで人力により運んだ。こうして元禄12年（1699年）大

仏殿が完成。幕府の後押しも得て集めた寄進は10万両（約100億円）。幕府にお礼を言うため、宝永2年（1705年）18回目の江戸入りをして、そこで亡くなった。58才。その後、弟子たちが中門や回廊を再建し、現在の大仏殿へつながっている。上人の亡くなった7月12日（新暦では8月）を命日の「公慶忌」として大事にしたい。

※お齋…法事のあとに出される食事

講師プロフィール

西山 厚氏 帝塚山大学客員教授。奈良国立博物館で学芸部長として「女性と仏像」など数々の特別展を企画。奈良と仏教をメインテーマとして、人物に焦点をあてながら、様々なメディアで、生きた言葉で語り、書く活動を続けている。

大型車のホイール・ナット等の街頭点検

日時：令和7年1月20日(月) 午後1時30分～

場所：奈良・針トラックステーション

主催：近畿運輸局奈良運輸支局



冬場の脱輪防止を呼びかけ

近畿運輸局奈良運輸支局は、危険な脱輪事故につながるホイール・ボルト・ナットの緩みの有無をチェックする街頭点検を名阪国道沿いの奈良・針トラックステーションで実施し、点検を終えた車両のドライバーに安全運行の徹底を呼びかけました。

今回の点検には同局の職員に加え、大型車を取り扱うディーラーの整備士らが参加。冒頭あいさつした本田泰彦奈良運輸支局長は大型車の脱輪事故の近況を報告し「冬は脱輪事故が発生

しやすい季節。点検作業を通じ、現場のドライバーの方々の安全意識がより高まるよう啓発していきましよう」と述べました。その後職員らは入構した車両のドライバーに許諾を得た後、整備士がホイールのナットの締め具合などを専用の工具を使って確認し、点検結果をドライバーに伝えていました。「異常なし」との報告を受けた



▲あいさつする本田泰彦支局長（後列右から2人目）

ドライバーのひとりには「プロ意識を持ち安全運行に努めます」と応えていました。

(一社)近畿トラック協会 令和6年度正副会長会議

令和7年1月28日（火）午後から大阪府トラック協会において、正副会長会議が開催され、物流の2024年問題アンケートについて、令和7年度事業計画（案）・予算（案）の検討について審議されました。

その後、広報事業としマイナビニュース記事掲載のためインタビュー座談会が開催されました。



▲インタビュー座談会・中央が近畿トラック協会 平島会長



▲写真右から、阪本会長(和歌山県トラック協会)、塚本会長(奈良県トラック協会)
平島会長(京都府トラック協会)、坂田会長(大阪府トラック協会)
木南会長(兵庫県トラック協会)、松田会長(滋賀県トラック協会)

交通安全啓発品について 高齢者の交通事故防止「クリアファイル」

日時：令和7年1月28日(火) 午前11時
場所：大和郡山市役所

高齢者の交通事故防止のため、中 秀夫 奈良県トラック協会副会長が、大和郡山市を訪問しました。この日、上田 清大和郡山市長が対応していただきました。

上田市長は、「中 副会長は、毎朝、街頭で交通安全の活動をしていただいている。交通事故のデータでは、事故が減少しているが、これは春・秋の交通安全運動へ参加、協力をいただいている結果と受け止めています。今後も力を合わせて交通事故を減らしていきましょう。」と話をされました。



▲上田 清 大和郡山市長(写真右)

高齢者の交通事故防止のため、蓮花 一己 帝塚山大学 客員教授 名誉教授監修にかかる交通安全教育用冊子をもとに、「クリアファイル」を作成し、県内の市町村、警察等に配布しました。

奈良県トラック協会 奈良支部会

日時：令和7年1月25日(土) 午後5時

場所：奈良パークホテル

奈良県トラック協会奈良支部（塚本哲夫支部長）が支部会を開催しました。支部会の前に行われました役員会では、飲酒運転の根絶のため対策が話し合われ、支部として今後、研修会等を開催することで一致しました。

その後開催された支部会で、塚本支部長から、「最近の燃料価格高騰による厳しい経営状況、トラック運送業界として飲酒運転根絶対策等」について、話がありました。



▲役員会



▲支部会

奈良県トラック協会 桜井支部会

日 : 令和7年1月24日(金)

場所 : 湯元井谷屋

奈良県トラック協会 桜井支部 (森本禎男支部長) は今年最初の支部会 (新年会) を長谷寺湯元井谷屋で開催しました。



▲前列左から3人目森本禎男支部長

青年部会 研修会で飲酒運転根絶を訴える

日時：令和7年1月24日(金) 午後5時～

場所：奈良ロイヤルホテル

奈良県トラック協会青年部会は、1月24日に研修会を開催しました。

山崎部会長は挨拶で、大型トラックの酒気帯び運転での死亡ひき逃げ事件を例に出し、安全・安心のトラック輸送実現のため、飲酒運転根絶に向けて徹底的に取り組むよう呼びかけました。



<研修会>

「社会を支える電気と電波のはなし～電気自動車、電車、自動運転、そして雷～」をテーマに、講師の近畿大学工学部電気電子通信工学科教授の森本健志氏から、運送業界に関係する電気自動車や自動運転について、また雷（落雷のプロセス、落雷に対して安全な場所等）についての話があり、参加者は見識を深めました。



▲講師の森本健志^{たけし}氏

2025年公明党奈良県本部政経セミナー 「新春のつどい」

奈良県トラック運送事業政治連盟（塚本哲夫会長）は、令和7年1月20日（月）午後3時から奈良県 橿原文化会館小ホールにて開催された、公明党奈良県本部政経セミナー「新春の集い」に参加しました。



▲開会の挨拶・大国正博 公明党奈良県本部代表

飲酒運転の根絶を目指して

飲酒運転がドライバーに及ぼす影響

懲役・失業・生活崩壊!!

飲酒運転をしたドライバーに対する罰則は、懲役などの厳しいものとなっており、その結果、解雇や失業、更には生活崩壊や家庭崩壊を招くケースも決して珍しくありません。

飲酒運転に対する罰則

事故を起こさなくても違反だけで

(道路交通法)

酒酔い運転

- 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点
* 免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

酒気帯び運転

- 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気1リットルにつき

0.25mg以上

25点

免許取消し
(欠格期間2年)

呼気1リットルにつき

0.15mg以上0.25mg未満

13点

免許停止
(90日)

* 上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

(自動車運転死傷行為処罰法)

危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役

負傷事故 → 15年以下の懲役

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 15年以下の懲役

負傷事故 → 12年以下の懲役

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると

7年以下の懲役もしくは禁錮
又は100万円以下の罰金

社内の懲戒規定による処分

飲酒運転は社内の懲戒規定でも厳しく処分されます。懲戒規定については、大きく分けて次の2つのケースがあります。

- 就業規則等で明確に「懲戒解雇」等の処分を定めているケース

就業規則

(目的)

第1条 この就業規則は、〇〇運輸株式会社が企業秩序を維持し業務の円滑な運営を図り、もって会社の発展と従業員の地位向上を期すために、従業員の就業その他に関する事項を定めたものである。

中略

(解雇)

第65条 従業員が次の各号の一つに該当するときは、諭旨解雇または懲戒解雇とする。

1. 飲酒運転または麻薬等服用運転をしたとき。

(以下略)

- 懲罰委員会等で審議した上で処分を決定するケース

交通事故処理規程

(目的)

第1条 この規程は、〇〇物流株式会社の従業員が交通事故等を起こした場合の処理について定める。

中略

(悪質違反に対する措置)

第24条 従業員が飲酒運転等の悪質違反を行った場合は、懲罰委員会において、乗務禁止、出勤停止、解雇等の処分を審議の上、会社に上申するものとする。

● 懲戒処分の規定制定上の留意点

- ・ 労働組合や従業員の代表と事前に協議を行い合意を得ておく。
- ・ 懲戒処分が制定されたら、速やかに全社に制定の目的や内容等について広報し、周知徹底を図る。

飲酒運転防止対策の基本

管理体制の強化と指導・啓発活動の推進

管理体制の強化

厳正な点呼の実施

- 出庫時・帰庫時は対面点呼を確実に実施する
- 酒気帯びの有無について、ドライバーからの申し出を徹底する
- アルコール検知器による測定を徹底する
- アルコール検知器に使用の有無や酒気帯びの有無を点呼簿に記録する
- 点呼内容（顔色、臭い、応答等目視確認）を充実・強化する
- 点呼の執行体制を強化する

飲酒状況等の実態把握

- 管理者による個別面談やドライバーからの申し出、健康診断結果等により、ドライバーの飲酒実態を把握する
- ドライバー本人の了解に基づく年1回の運転記録証明書の取得により、飲酒運転歴を把握する

社内処分の強化

- 酒気帯びが確認されたドライバーに対しては乗務禁止を命じる
- 帰庫時に酒気帯びが確認された場合は、厳正な処分を行う
- 飲酒運転に対する社内の懲戒規定の制定や見直しを行い、処分を強化する

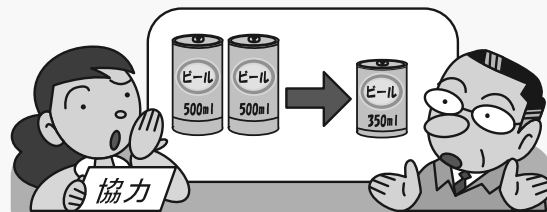
指導・啓発活動の推進

従業員への指導・啓発

- 飲酒運転防止教育を積極的に推進する
 - 飲酒が運転に及ぼす影響
 - 飲酒運転に対する罰則・処分
- 勤務時間前の飲酒の禁止等遵守事項を徹底する
- 酒気を帯びた状態にあるときの申し出を徹底させる
- 労働組合、従業員との協力体制を強化する

家庭への啓発広報

- アルコール依存症等を防止するため、飲酒習慣の改善や節酒等に対する協力を手紙等により家族に要請する



飲酒運転防止対策等専門機関の活用

- A S K（アルコール薬物問題全国市民協会）が実施する飲酒運転防止のためのプログラムを活用し、職場内に飲酒運転防止意識を浸透させる

掲示用

飲酒運転の根絶に向けて!!

図1 車籍別飲酒運転人身事故件数(出典:警察庁)

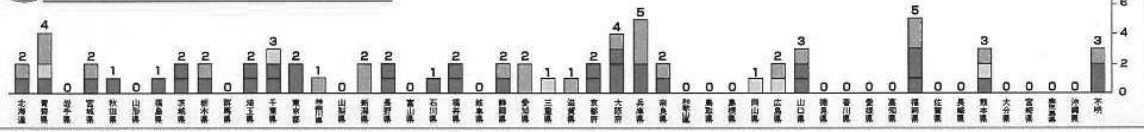


図6 点呼の実施とアルコール検知器の使用

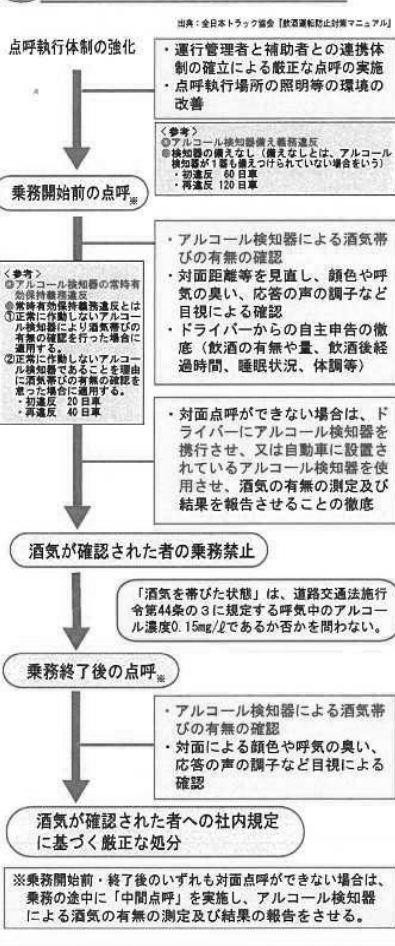


図2 「トラック事業における総合安全プラン2025」における目標

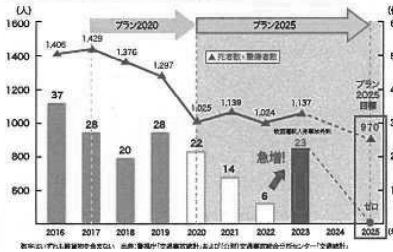


図3 飲酒事業発覚時刻



図4 飲酒実施

点呼が実施されなかった事例	15
点呼後の運行中に飲酒した事例	14
調査中	6
計	35

図5 会員・非会員の別(金通調べ)

	件数	会員	非会員	不明
点呼が実施されなかった事例	15	14	0	1
点呼後の運行中に飲酒した事例	14	10	2	2
調査中	6	4	0	2
計	35	28	2	5

飲酒運転は悪質・危険な犯罪行為

死亡事故などの重大事故に直結する「飲酒運転」が、いまにもおとを絶ちません。酒酔い、酒気帯びなどの飲酒運転は、さまざまな悪質・危険な犯罪行為であり、ドライバー本人や同乗者等が厳しく罰せられるだけでなく、万一事故を起こせば、被害者やその家族の人生を大きく狂わせ、結果を招くことになりかねません。また、事業用トラックドライバーが飲酒運転で事故を起こし、飲酒運転防止の指導監督が十分であった場合には、事業者の責任も問われ、事業停止や車庫使用停止などの行政処分を受けるだけでなく、社会的信用も失墜し、経営に重大な影響を及ぼすこととなります。

飲酒運転を防止するためには、ドライバーの意識もさることながら、事業者として点呼時のアルコールチェックの徹底が欠かせません。

ここでは、近年の飲酒運転事故の発生状況とともに、点呼の実施とアルコール検知器の使用などについて紹介いたします。

事業用トラックにおける近年の飲酒運転事故件数分析

事業用トラックにおける飲酒運転事故件数は、令和4年(2022年)の3,321件(※)から、令和5年(2023年)の2,970件(※)へと減少傾向です。令和5年(2023年)の飲酒運転事故件数は、令和4年(2022年)の3,321件(※)から、約10%減少しています。令和5年(2023年)の飲酒運転事故件数は、令和4年(2022年)の3,321件(※)から、約10%減少しています。

令和5年(2023年)の飲酒運転事故件数は、令和4年(2022年)の3,321件(※)から、約10%減少しています。令和5年(2023年)の飲酒運転事故件数は、令和4年(2022年)の3,321件(※)から、約10%減少しています。

車籍別ワースト2 兵庫・福岡、青森、大阪

令和5年(2023年)に発生した飲酒運転による人身事故件数を車籍別に見ると、ワースト2は兵庫(1,011件)と福岡(970件)です。また、ワースト3は青森(870件)と大阪(860件)です。

飲酒運転による人身事故(※)は、ひとたび事故が起ると、運送事業者の社会的信用を大きく損ない、取り返しのつかない被害をもたらす可能性があります。また、飲酒運転による人身事故は、運送事業者の社会的信用を大きく損ない、取り返しのつかない被害をもたらす可能性があります。

図4 飲酒運転に対する運転者への罰則

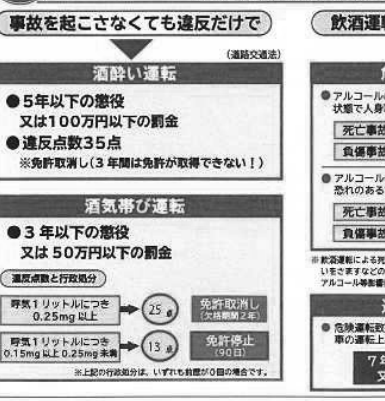
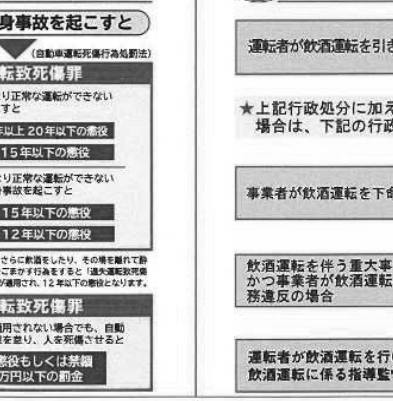


図5 飲酒運転に対する事業者への行政処分



軽油価格調査集計表(2024年11月)

令和6年12月25日現在
(公社)全日本トラック協会

2024年11月

単純集計表

地区：近畿/県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	127.70	114.54	125.71

2024年11月

元売別集計表

地区：近畿/県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	123.96	115.04	132.86
出光昭和シェル	140.13	114.24	122.75
キグナス		113.00	
コスモ	125.24	114.43	122.10
その他	128.11	114.48	123.78

2024年11月

月間購入量別集計表

地区：近畿/県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	130.00	114.62	126.61
30～50キロリットル未満		114.65	119.45
50～100キロリットル未満	119.56	116.90	
100キロリットル以上	112.75	112.79	

2024年11月

支払期限別集計表

地区：近畿/県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	124.50	114.38	120.20
30～60日未満	127.60	114.36	126.50
60日以上	143.00	115.66	

軽油価格推移表

地区：近畿/県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2024年7月	123.69	114.63	125.08
2024年8月	126.13	113.84	124.38
2024年9月	126.71	113.31	124.06
2024年10月	128.45	114.53	124.90
2025年11月	127.70	114.54	125.71

※消費税抜きの価格となります。

近畿交通共済からののお知らせ

ご利用ください。近畿共済の事故防止サービス

1. 運転適性診断（一般診断）※

- ・ 機器搭載の診断車両の巡回サービス
（月曜、金曜は運休日）
- ・ 診断機器の貸出し



注：この適性診断は一般診断であり、国交省令に基づく特定適性診断ではありません
なお機器の貸出しは早めの予約が必要です（3～5カ月待ち）

2. 個別講習会（受講証明書を発行いたします）※

土日祝日並びに全国の営業所にも対応可能
会議室、公民館等での講習も可能
集合講習が困難な場合などは、学校授業形式で
（例：1時間～5時間等）開催可能です



3. 安全教育のDVD貸出しサービス

多彩なメニュー（ホームページより）

4. 特定の運転者に対する特別な指導指針による講習

- ・ 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習
（座学5時間分）を定期的に開催
- ・ 主に大阪府トラック会館にて開催



5. 運行管理者の一般講習（近畿共済組合員は無料）

集合開催及び個別の出張での開催も可能

※については、Gマーク加点対象になります

講習種別・終了年月日	講習場所
特別・高橋 2016年 月 日 《貨物》	大阪 (主幹) 支所 支所長 支所員
特別・高橋 2019年 月 日 《貨物》	大阪 (主幹) 支所 支所長 支所員
特別・高橋 2020年 月 日 《貨物》	大阪 (主幹) 支所 支所長 支所員
特別・高橋 2020年 月 日 《貨物》	大阪 (主幹) 支所 支所長 支所員
特別・高橋 2024年 月 日 《貨物》	近畿交通共済 協同組合

連絡先：近畿交通共済協同組合事故防止課 06-6965-2826



ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、奈良事務所 TEL 0742-90-0510まで

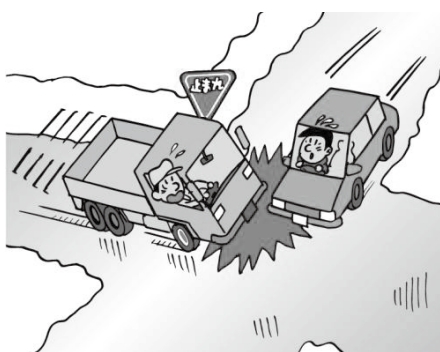
2025.02 近畿交通共済協同組合

近畿共済安全通信



◎積雪量が最も多い月は『2月』

地域によつての違いもありますが、気象庁提供の各都道府県での月別降雪量を合計した結果、11月～4月まで降雪がみられ、2月が最も降雪量の多い月となりました。体感的にも、2月に特に雪が降ると感じている方も中にはいるのではないのでしょうか。雪道の走行に特に注意が必要となる季節です。走行時の注意点について確認していきましょう。



・交差点付近の路面はスリップに要注意

交差点やその付近は多くの車が発進・停止するためアイスバーンになっていることが多いです。交差点に接近するときは、アクセルを緩めて速度を控えめにする他、二段階停止を心掛ける等、いつでも停止できる構えをとることが大切です。

・スリップ、スピンしたときは慌てずに

車体がスリップしたり、スピンした際には無意識に方向を立て直そうとしてハンドルをむやみに操作してしまうことがありますが、かえってひどくなり危険な行為です。その際には、ハンドル操作を避けるようにしましょう。



**今年度最後!!!
特別指導講習会
開催のお知らせ**

【日程】

初任運転者

・ 2/1 (土) 9:00～
・ 3/1 (土) 9:00～

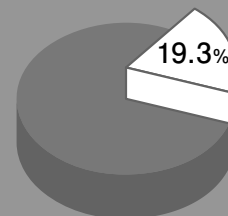
事故惹起運転者

・ 2/15 (土) 9:00～
※受講料は無料です

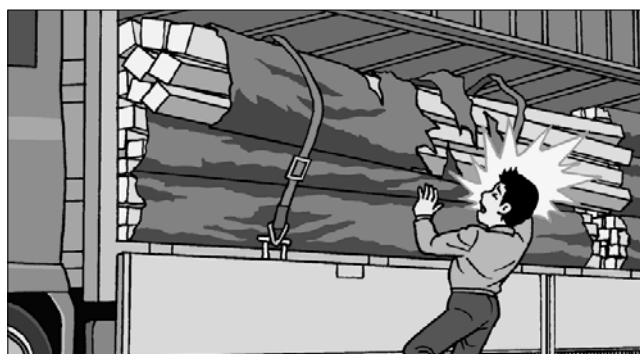
【場所】 大阪府トラック総合会館 6階
受講を希望される方は近畿共済事故防止課まで

☎06-6965-2826

重大な労働災害を防ぐためには

2 トラック・荷台等での
荷崩れによる
死亡災害

「トラック・荷台等での荷崩れ」による死亡災害事例を分析すると、「積みおろし時における被災」がこれら事例の半数以上を占めており、荷物の固定・固縛^{こぼく}が不適切だった例が多く見られました。通常、積みおろし担当者は積付け時の状況が分からないため、積みおろし時の危険を的確に把握できず、その結果災害に至ってしまうケースがあります。

**事例 1 固定ベルトを外した途端に
多くの角材が落下（死亡災害）**


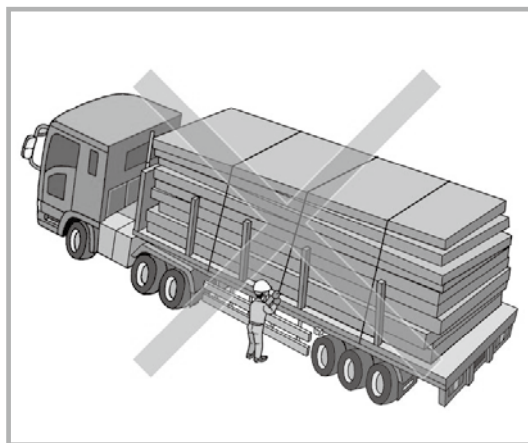
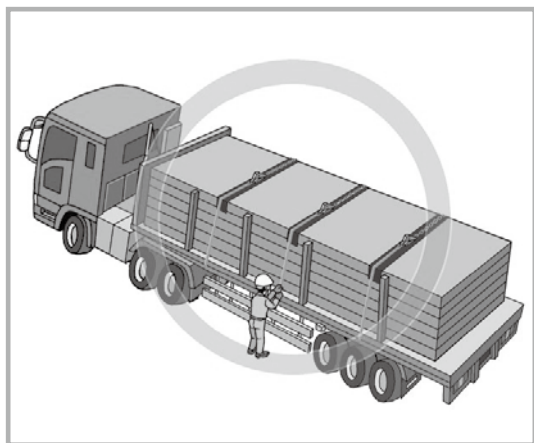
被災者は、トラック（ウイング車）の積荷である角材180本の束の積み付け状況を点検していました。角材はラッシングベルトで固定されていたものの、点検のためベルトを緩めたところ、角材の束が崩壊し、被災者は角材の下敷きになりました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

**事例 2 ドラム缶とともに転落。
ドラム缶が被災者に直撃（死亡災害）**


被災者は、積載されているドラム缶を、トレーラーコンテナの奥からフォークリフトのあるトラック荷台側面に移動させる作業をしていましたが、コンテナから地面へドラム缶とともに転落し、ドラム缶が被災者に直撃しました。なお、コンテナ内部の底面には雪が残っており、非常に滑りやすい状態でした。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対策 積付け時には、積荷の状態を確認すること(積みおろし配慮)



ひとこと アドバイス

荷崩れが起きやすいような形で積付けが行われると、積みおろしの際に非常に危険です。積みおろし担当者が安全な積みおろしができることを前提に、積付け時の積みおろし配慮を行いましょ。

また、荷崩れを防ぐために、適切な固定・固縛を行うなど、適正な方法で荷を固定させることが非常に重要です。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょ

- ▶ 作業手順書を作成ましょ
- ▶ 積荷の状態に応じて作業指揮者を定めましょ
- ▶ 荷の固定・固縛方法に係る研修を実施ましょ
- ▶ 積付け・積みおろし時に渡し板等が必要な場合には、板の脱落防止や荷の滑り止め措置を実施ましょ
- ▶ トラックの走行途中で積荷の固定・固縛方法を点検ましょ
- ▶ 荷崩れに繋がりがりやすい荒い運転(急制動、急発進、急旋回など)をしないましょ
- ▶ 荷台のあおりやウイング等を動かす際には、事前に荷が立てかけられていないかを確認ましょ



参考資料

「安全輸送のための積付け・固縛方法」では、荷崩れを防ぐための積付け・固縛時の注意点などについて紹介していますので、参考にしてください。

資料提供：公益社団法人全日本トラック協会



4 死角と運転

1 左側や左後方の死角

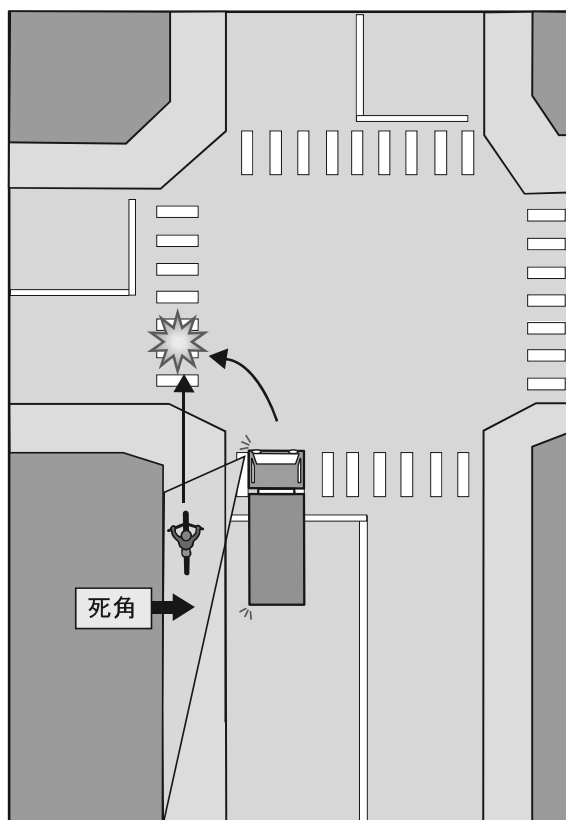
◆左側や左後方はミラーに映らない死角がある

トラックの左側と左後方にはミラーに映らない死角があります。それが左折時の巻き込み事故の一因になっています。

なかでも図30のように、歩道を通行する自転車は死角に入りやすく見落としがちです。そのため左折時に左側から横断してくる自転車との死亡事故が多発しています。

ミラーには死角があることをしっかり認識し、左折時は横断歩道の手前で一時停止して、左右の安全確認を確実にいきましょう。

図30 左折時の死角



◆安全窓を塞がない

運転席左側下部の安全窓は、左側方の死角をなくすために設けられているものであり、そこを塞いでしまうと左側方の歩行者や自転車などを見落とし、しまい事故につながります。

安全窓の付近に新聞や段ボールなどの物を置いて窓を塞いではなりません。

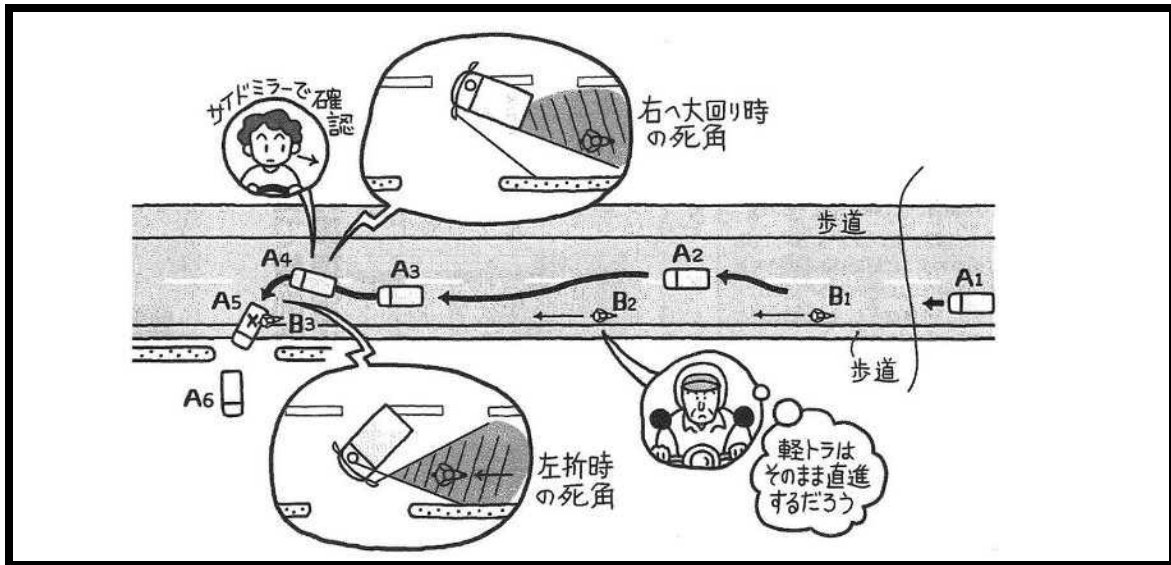
また、カーテンやフィルムで窓を覆うことは法令の禁止行為に当たります。



事業用自動車事故事例 No.114

(一般貨物) 原付自転車と軽トラックの死角によるまきこみ事故

■事故の概況



事故類型：左折時

発生日時：7月 正午近く 晴れ

当事者A：軽トラック 40歳代 女性

当事者B：原動機付自転車 70歳代 男性

■ 事故の概要

Aは、交通量の少ない車道幅員5.5mの片側1車線道路を時速約50kmで走行していました。前方左側をB車が走行しているのを発見し、追い越したのち、左ウィンカーを点滅させて減速し、食料品の配達先である民家へ左折しようとしていました。しかし、民家の入り口が狭いため対向車線へやや膨らみ気味に大回りで左折したところ、後方から走行してきたB車と衝突しました。

Aは左にハンドルを切る直前に、左サイドミラーで後方の安全確認をしましたが、「Bの存在はまったく確認できなかった」ので、左折を継続したとのことです。

一方Bは、車道左側を時速約35kmで走行中、後方からA車が追い越した後、「直進していくものと思い込み」そのままの速度で進行していったところ、A車が自車の直前を大回りで左折しようとしたのを発見し、左側へ避けながら急ブレーキをかけましたが、間に合わずに衝突してしまいました。

■ 事故から学ぶ

今回の事例で特に重要と考えられるのは、Aが自車の左斜め後方の死角についてどのくらい認識して、普段から注意して運転をしていたかということです。左折時の巻き込み事故防止などのため、「車両の保安基準」に基づき車両の死角を極力少なくするためのさまざまな構造上の対策が講じられていますが、死角をまったくゼロにすることはできません。左折時に死角が生じたことによる巻き込み事故は、大型車に限らず軽自動車のような小さな車両でも起こりうることを運転者は認識する必要があります。

KIT事業の案内

全国の7000社
と繋がる!
新規顧客開拓に!

荷物と輸送のマッチングシステム

WebKIT2+のご案内

WebKIT2プラス5つの特長

輸送効率があがる

ドライバー不足などの影響で課題がたくさんある昨今、事業者同士が相互に手を結び、経営資源を共有・補完しあう必要があります。仕事や車両を融通し合うことで輸送効率の向上を図ります。

安心のネットワーク取引

WebKITには優良な事業者が多く参加している上、万一の場合でも、協同組合同士で責任を負う仕組みができていますので、この点でも安心してご利用いただけます。

事故に備えた補償制度

WebKITでは、荷物の破損事故に備えた「KIT荷物保険」と、組合員の倒産等に備えた「KIT運送代金補償」への加入を義務付けているため、安心かつ安全な取引環境を確保しています。

需給動向の把握

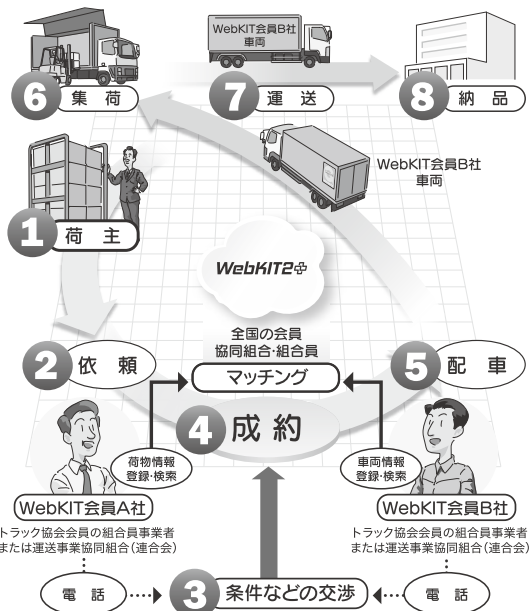
WebKITでは、全国の荷物や車両その時々需給動向をリアルタイムに確認できますので、その時々需要動向をいち早く把握することができます。最適な配車管理や運賃動向の把握に役立ちます。

高い利便性と機能

全国の会員が登録する情報は、荷物の積み地・卸し地や車両の空車地・行先地が都市区分単位で検索・表示されるので、情報を活用して正確に共有することができます。

WebKIT2プラスご利用の流れ

インターネットを利用して、荷物を依頼する側と車両を活用したい運送側が、それぞれ情報登録や検索を行います。うまくマッチしそうな情報を見つけたら、まず相手先に電話で連絡します。さらに、詳細な条件を詰めた上で、成約に結びつけます。



奈良県キット事業協同組合加入金額

組合出資金	50,000円
※出資金は退会時に全額返金	
キャンペーン中! 先着30社限定!	
今なら月会費と1ID利用料が3ヵ月無料!	
組合月会費	2,000円
WebKIT2+利用料	IDにつき2,000円

WebKIT2プラス紹介動画

WebKIT2プラスの詳しい利用方法や利用者様のご意見、喜びの声、成功事例などをご覧ください。



右のQRコードから動画をご覧ください。



組合入会でのさらなるメリット

組合価格で軽油と尿素をご購入いただけます。

■軽油販売	■尿素販売
エネクスフリート軽油価格	アドブルー /
124円 (令和6年12月)	三井物産プラスチック(株)、日本液炭(株)
ENEOSウイング軽油価格	1L=79~81円 (令和6年11月現在)
122円 (令和6年12月)	※消費税別 ※支払サイト50日

奈良県キット事業協同組合ホームページ <https://nara-kit.com/>

奈良県キット事業協同組合加入
WebKIT2+のご利用
についてのお問い合わせは

奈良県貨物運送事業協同組合連合会
奈良県キット事業協同組合
〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町 170 番地 15
TEL 0743-58-6080



ホームページQRコード

適正化事業・巡回指導報告書(令和6年12月)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和6年12月実施状況		令和6年度月別実施件数						実施件数合計
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	
16件	11件	4月	12件	8月	10件	12月	11件	
		5月	14件	9月	19件	1月	件	
		6月	15件	10月	16件	2月	件	
		7月	12件	11月	13件	3月	件	
							122件	

令和6年12月実施結果					
調査事項			調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等		1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	11	0	0%
		2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	11	0	0%
		3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	11	0	0%
		4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	11	0	0%
		5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	11	0	0%
		6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	10	0	0%
		7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	11	0	0%
		8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	11	1	9.1%
II. 帳簿類の整備、報告等		1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	0	0	0%
		2. 自動車事故報告書を提出しているか。	0	0	0%
		3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	11	1	9.1%
		4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	11	0	0%
		5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)	9	2	22.2%
III. 運行管理等		1. 運行管理規程が定められているか。	11	0	0%
	○	2. 運行管理者が選任され、届出されているか。	11	0	0%
		3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	11	1	9.1%
		4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	11	0	0%
	○	5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。	11	1	9.1%
		6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆	11	0	0%
	○	7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	11	0	0%
		8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	11	1	9.1%
		9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆	10	1	10%
		10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	1	0	0%
	○	11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	11	2	18.2%
	○	12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。	9	6	66.7%
	○	13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。	9	7	77.8%
IV. 車両管理等		1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。	11	0	0%
	○	2. 整備管理者が選任され、届出されているか。	11	0	0%
		3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	11	0	0%
		4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	11	0	0%
	○	5. 定期点検及びその保存がされているか。	11	5	45.5%
V. 労基法等		1. 就業規則が制定され、届出されているか。	1	0	0%
		2. 36協定が締結され、届出されているか。	11	2	18.2%
		3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	11	0	0%
	○	4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	11	5	45.5%
VI. 法定福利		1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。	11	3	27.3%
		2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	11	3	27.3%
VII. 運輸安全管理		1. 運輸安全管理の実施は適正か。	11	2	18.2%
指導件数合計			368	43	11.7%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	件	2件	4件	件	1件	件	7件
新規参入	件	2件	件	件	件	件	2件
新規(他)	1件	1件	件	件	件	件	2件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	1件	5件	4件	件	1件	件	11件

トラック協会・陸災防奈良県支部

2月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
2	日	10:00～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
5	水	11:00～	優良事業所表彰式及び優秀運転者顕章伝達式	奈良県トラック会館
15	土		令和6年度第2回運行管理者試験【CBT試験】(～3/16)	
20	木	12:00～	第3回総務委員会	奈良県トラック会館
21	金	13:30～	陸運事業者のための安全マネジメント研修	奈良県トラック会館
25	火	12:00～	第297回理事会	奈良県トラック会館
26	水	13:30～	トラック運送事業者のための人材確保・労働環境改善セミナー	奈良県トラック会館

3月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
13	木	13:00～	第3回適正化実施対策委員会	奈良県トラック会館
17	月	10:00～	第39回奈良県適正化事業実施機関評議委員会	奈良県トラック会館
17	月	14:00～	トラック運送における取引環境・労働時間改善協議会	奈良県トラック会館



奈良運輸支局からのお知らせ

毎年3月末は、決算期や自動車税の賦課期日の終期等による影響を受け、自動車の検査・登録の各種申請が、窓口に集中します。

この時期は、申請者の皆さま方には長時間お待ちいただくなど大変ご迷惑をおかけすることとなります。

このような状況を緩和するため、自動車の移転登録（名義変更）や抹消登録（廃車）等の各種手続き及び検査につきましては、できるだけ早期に済まされるようお願いいたします。

登録及び検査関係の案内につきましては、ヘルプデスク「050-5540-2063」（音声又はFAXサービス）により24時間行っています。

また、近畿運輸局ホームページ「<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>」で、各種手続き案内を掲載していますのでご利用ください。

近畿運輸局奈良運輸支局

奈良県警察本部からのお知らせ

1 県内の交通事故発生状況



昨年同期に比べ、すべてにおいて件数が増加しており、死亡事故もすでに2件発生しています。

1月15日現在

区分	令和7年	前年同期	増減数	備考
総件数	1,477 件	1,354 件	123 件	1日に約 98 件
人身事故件数	76 件	68 件	8 件	1日に 5 件
	死者数 2 人	0 人	2 人	約17日に 8 人
	負傷者数 92 人	90 人	2 人	1日に約 6 人
物損事故件数	1,401 件	1,286 件	115 件	1日に約 93 件

※令和7年の件数、死傷者数は概数です。

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

1月15日現在

区分	令和6年	前年同期	増減数
総件数	67 件	48 件	19 件
人身事故件数	1 件	2 件	-1 件
	死者数 0 人	0 人	0 人
	負傷者数 4 人	2 人	2 人
物損事故件数	66 件	46 件	20 件

※令和7年の件数、死傷者数は概数です。

事業用貨物が関係する交通事故も、前年同期に比べ、増加傾向です。日々の運転に問題がないか再確認をお願いします。



3 二輪車の特性を知って、交通事故を防ごう

二輪車は車両が小さく、他の車などの死角に入りやすいことから、見落としが原因で事故に至るケースがあります。進路変更を行う際は、二輪車を見落としていないか確認しましょう。

①右折時・左折時・直進時

右折時

対向直進車の陰に二輪車が隠れていないか確認しましょう。

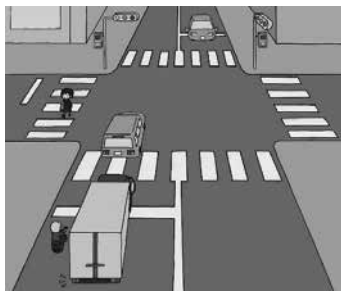
左折時

後輪をサイドミラーで確認し、二輪車が隠れていないか目視で確認しましょう。

直進時

ピラーやサイドミラーの死角に二輪車が隠れていないか確認しましょう。

特に大型トラックによる巻き込み事故は、一度起こせば重大な死傷結果を生じさせる、大変危険な事故類型です。



③車両の点検整備を確実に

日常点検と、定期点検を行い車両の安全確保を徹底しましょう。



飲酒運転は 重罪



酒酔い運転
 ~行政処分~
 ・35点→**免許取消!**
 欠格期間3年
 (前歴及びその他の累積点数がない場合)
 ~罰則~
 5年以下の懲役
 又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転
 ~行政処分~
 ・25点(0.25mg/L以上)
 →**免許取消!**
 欠格期間2年
 (前歴及びその他の累積点数がない場合)
 ・13点(0.15mg/L以上0.25mg/L未満)
 →免許停止:期間90日
 (前歴及びその他の累積点数がない場合)
 ~罰則~
 3年以下の懲役
 又は50万円以下の罰金



失業・社会や周囲の目

運転免許
取消・停止

これらも 重罪!

— 飲酒運転車両への同乗 —

- ・酒酔い: 3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金
- ・酒気帯び: 2年以下の懲役、又は30万円以下の罰金

— 飲酒運転する者に酒類の提供 —

- ・酒酔い: 3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金
- ・酒気帯び: 2年以下の懲役、又は30万円以下の罰金

— 飲酒する(している)者に車両を提供 —

- ・酒酔い: 5年以下の懲役、又は100万円以下の罰金
- ・酒気帯び: 3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金



~奈良県警察~

トラック奈良 2025年2月 第370号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫

TEL.0743-23-1200(代) FAX.0743-23-1212

「点呼」は安全運行の要

安全最優先の徹底 飲酒運転の根絶

近畿運輸局 奈良運輸支局
奈良県トラック協会